

eLTAXは地方税の申告や納付を地方団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。

ご利用の流れ

STEP 1

利用届出を行います。

eLTAXのホームページから利用届出（新規）を提出してください。

STEP 2

利用者ID、暗証番号が発行されます。

利用者ID、暗証番号が発行され、電子申告等のサービスがご利用いただけるようになります。

STEP 3

eLTAX対応ソフトウェアを取得します。

PCdesk(※)は、eLTAXホームページから取得できます。
 税務会計ソフトウェアは、eLTAX対応のものを使用してください。
 (※)PCdeskは、地方税共同機構が提供する無償のeLTAX対応ソフトウェアです。

STEP 4

電子申告、電子申請・届出、電子納付を行います。

1 電子申告

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信できます。複数の提出先へ電子申告する場合は、利用届出(変更)を行って提出先を追加します。

2 電子申請・届出

eLTAXで電子申告に関連した申請・届出を行うことができます。電子証明書があれば、利用者IDがなくても利用できます。ただし、代理人の場合は、利用者IDが必要です。

3 電子納付

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納付情報の発行依頼を行い、**NEW** クレジットカード払い、ペイジーを介してのダイレクト納付、インターネットバンキング及びATMなどから税金を納付することができます。

源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化について

国と地方にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票・給与支払報告書を一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。



eLTAXに送信すれば、必要な提出先に自動的に振り分けられます。



利用可能な手続

1 電子申告対象税目

- 法人都道府県民税 ■ 法人事業税 ■ 特別法人事業税(地方法人特別税)
- 法人市町村民税 ■ 固定資産税(償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告書等や特別徴収関連手続) ■ 事業所税
- 令和5年10月追加予定
- 地方たばこ税 ■ ゴルフ場利用税 ■ 入湯税 ■ 宿泊税

2 電子申請・届出

- 法人設立届出や異動届出等 ■ 申告手続に関連した申請・届出

3 電子納付

- 申告手続に関連した納付手続(※)
- (※) 固定資産税(償却資産)を除く

地方団体ごとの提供サービスにつきましては、eLTAXホームページでご確認ください。

令和5年4月から!

eLマーク

納付書にeLマークがあれば地方税お支払サイトやスマホ決済アプリから24時間365日いつでもどこでも簡単に納付が可能です!

<<多様な支払方法>>

クレジットカード払い、インターネットバンキング、ダイレクト納付の他、各種スマホ決済アプリから直接お支払もできます。

詳しい情報はホームページでご確認ください。

▶ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

<<対象税目>>

- 固定資産税 ■ 都市計画税
- 自動車税種別割 ■ 軽自動車税種別割

その他対象税目は地方団体により異なりますので、詳しくは納付書の送付元地方団体にお問合せください。



eLマークを探してね!

